

# 帰国援護政策と中国残留孤児の永住帰国過程

—— 帰国動機に注目して ——

張 龍 龍

## 1. はじめに一問題の所在

本稿の目的は、中国残留孤児（以下は、孤児）の永住帰国（以下は、帰国）動機を帰国援護政策（以下は、政策）の進展との関係から明らかにすることにある。アジア太平洋戦争の終結から70周年を迎えた2015年、孤児関連の話題は、改めて日本のマスメディアに取り上げられた。2016年1月31日までに身元調査で認定された孤児の総数は2,818名で、うち2,556名は日本への帰国を実現した<sup>(1)</sup>。周知のように、彼らは、1945年に取り残されてから、そのほぼ半生を中国で暮らした。1981年、日本政府はようやく中国残留邦人<sup>(2)</sup>帰国援護事業を開始した。しかし、当初、孤児・婦人の帰国事業は、主に個人次元の問題として施策が立案された（庵谷 2009: 239）。そのため、とくに1981年から1994年までの政策は、めまぐるしく変遷した。1981年に突然の政策を前に帰国の判断を迫られた孤児は、いかに中国で築いてきた生活基盤を捨てて、帰国決定に至ったのか。彼らの帰国動機を検討する必要がある。

本稿は以下のように構成される。まず、日本政府による政策と孤児全体の帰国実態というマクロな側面を概観する（2節）。そのうえで、先行研究から帰国過程というミクロな側面を分析し、本稿の課題を導出する（3節）。次に、調査概要を述べて、調査結果である孤児の語りにもみられた多様な帰国動機を記す（4節）。続いて、政策と帰国実態によって帰国時期の区分を試みる。そこで、時期ごとに帰国動機がいかに異なるかを検討し、動機の背景を解明する（5節）。最後に、本稿で得られた知見をまとめたうえで、今後の課題を述べる（6節）。

## 2. 日本政府による政策の展開と帰国実態

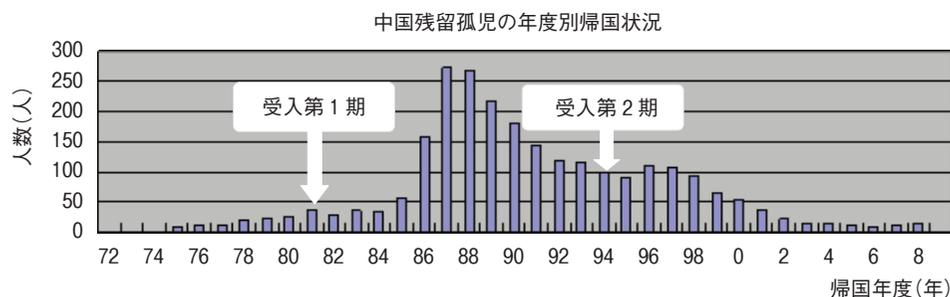
表1は日本政府による政策の展開を示したものであり、図1は孤児の年次帰国実態を示したものである。両者を照合してみると、1946年から2015年12月調査時点まで、少なくとも表1に太字で示した5つの政策が、孤児の帰国に影響をもたらしたと指摘できる。

1946年から1950年代中頃までは、中国に残った日本人の集団引揚げが続いていたが、孤児の帰国はこの引揚げの流れから取り残されてしまった（弁護団 2009: 23）。1950年代に入って、未帰還者の帰国支援を事実上終わらせたのが、1959年の「未帰還者に関する特別措置法」による戦時

表1 孤児に関する年表（1946年－2015年）

年	孤児に関する主な出来事
1946	前期集団引揚げ開始（5月）。孤児の帰国は引揚げの流れから取り残されてしまった。
1959	「未帰還者に関する特別措置法」公布。多くの孤児の戸籍抹消。
1972	日中国交正常化。孤児や日本の親族から日本政府に対し、肉親さがし・帰国希望・消息調査希望の手紙が殺到するものの、政府は放置。
1980	山本慈昭ら民間人26名が中国を訪問し、孤児の聞き取り調査を実施。
1981	厚生省による第1回訪日調査。受け入れの第1期。孤児47名が訪日し、30名の身元判明。
1984	埼玉県所沢市に「中国帰国孤児定着促進センター」開所。帰国後4ヶ月の日本語と生活指導。
1985	身元引受人制度創設。これにより身元未判明孤児の永住帰国が可能となった。
1987	孤児帰国のピーク（272名）。
1988	全国15ヶ所に「中国帰国者自立研修センター」設置。
1989	特別身元引受人制度創設。肉親の協力が得られない身元判明孤児の帰国が可能。しかし機能せず。
1993	永住帰国ができなかった残留婦人12名の強行帰国事件。特別身元引受人制度改善（12月）。
1994	自立支援法公布。受け入れの第2期。
2001	神奈川・東京の孤児を中心に老後の生活保障を求める国会請願をするも審議未了で不採択。
2002	再度の国会請願が審議未了で不採択。弁護士と原告団結成。12月孤児629名が関東訴訟提起。
2007	11月新支援策成立。
2008	4月1日新支援策（支援給付制度）施行。
2014	10月1日中国残留邦人等の配偶者支援金実施。

出典：藤沼（1998: 13-40）、中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護士全国連絡会（以下は、弁護士）（2009: 344-73）より筆者作成。



\*1974年から2008年までに帰国した孤児は2,539名で、本図はこのデータを利用している。なお、2009年から2015年12月調査時点までに17名が帰国を実現し、合計2,556名である。

出典：弁護士（2009：374）のデータより算出し、筆者作成。

図1 孤児の年次帰国実態（1972年－2008年）

死亡宣告制度の導入であった。この制度により、孤児を含む1万3,000人以上の中国残留邦人が死亡宣告をされ、戸籍抹消の扱いとなった（弁護士 2009: 24-5）。それまで続けられていた調査なども、日中国交が回復される1972年まで、まったく行われなくなった。その間の13年という長い政策の空白が、孤児の帰国を大いに遅らせたのである。

1972年の日中国交正常化は、孤児の帰国へ向けての転機となるはずであった。しかし、1981年まで厚生省は残留邦人問題をあくまでも「個人レベルの問題」ととらえ、政府としての方針はまったくなかった（大久保 2009: 303）。政府より先に動いたのは、子や妹弟らを中国に残してきた民間人であり、彼らの消息調査希望や中国にいる孤児の肉親さがし・帰国希望の圧力によって、1981年になってようやく厚生省は、訪日調査を実施し、孤児の肉親さがしなどの事業を本格的に始めた。訪日調査の実施にともない、孤児に対する日本政府の帰国受入援護事業の第1期が始まったと言える。一方、1985年の身元引受人制度の導入までは身元未判明孤児<sup>(3)</sup>の帰国が不可能であったため、1985年まで帰国を実現した孤児はきわめて少なかった。2015年12月調査時点では、帰国した孤児全体2,556名のうち、243名のみであった<sup>(4)</sup>。

このように、1985年までは身元判明の孤児しか帰国できなかった。事態に対して、身元未判明孤児らは、同じ孤児であるにもかかわらず「身元が判明していないため」という理由で帰国できないのはおかしいと猛烈に抗議した。これを受け、1985年3月に身元引受人制度が創設され、身元未判明孤児の帰国が可能となった。同制度の創設によって孤児の帰国が急増し、1986年から1991年まで孤児の帰国ラッシュとなった（図1参照）。この時期に帰国を実現した孤児は1,537名にのぼる。

一方で、身元が判明しても、肉親が帰国に同意しない場合、孤児の帰国が不可能であるという事態が生じていた。1993年9月に日本旅券を所持した中国残留婦人が、身元引受人のないまま帰国し、総理大臣に直訴するという強行帰国事件が発生した。これをきっかけに、同年12月に特別身元引受人制度<sup>(5)</sup>が改善され、帰国に対する肉親の同意が得られない身元判明孤児の帰国がようやく可能となった。1994年に自立支援法が公布され、身元判明、未判明を問わず、すべての認定された孤児の帰国が可能となったことで、孤児に対する帰国受入援護事業は第2期に入った。同制度の実施にともない、孤児の帰国は、減少傾向に一時的に歯止めがかかり、横ばい状態で5年（1994年－1998年）ほど続いた。しかし、帰国動向全体（図1参照）からみれば、2000年時点で帰国希望者の大半は帰国を実現したといえる。1994年－1998年に帰国した孤児は503名である。

2002年12月から2007年11月にかけて2,211名の孤児が、老後の生活保障を求めため、原告として全国15地裁<sup>(6)</sup>で国家賠償訴訟を提起した。結果として、2007年11月に新支援策が成立した。その概要は弁護士（2009）に詳しいが、それによれば、2008年以降、孤児は新しい社会参加時期に入ったとすることができる（弁護士 2009: 340）。換言すれば、新支援策の実施によって、孤児は安定的な老後生活を過ごすことが可能となり、それまでの生活とは別に新しいライフステージに入ったのである。新支援策の実施をきっかけに帰国を実現した孤児は17名である。

### 3. 孤児の帰国過程—先行研究から

これまで、孤児を対象とした研究は蓄積された。これらの研究は、主に帰国過程と帰国後の適

応問題（居住、日本語教育、就職、国籍回復、国家賠償訴訟および経済基盤）という2つの分野に集中している。帰国過程に関する研究蓄積は、主に帰国時期と帰国動機の視点に整理できる。

### （1）帰国時期に視点を置いた研究

浅野・佟（2008）は、身元調査と身元保証人の確保を視점에、調査対象者44名の孤児の帰国を1988年をさかいに分析してきた。浅野・佟（2008）によれば、1987年までに帰国できた孤児は、その多くは肉親が判明し身元保証人を確保できた人々である。逆に1988年以降にならなければ帰国できなかった孤児の多くは、身元が未判明または肉親が判明しても身元保証人になることを拒まれ、帰国がとくに遅れた人々である（浅野・佟 2008: 221）。この研究では、孤児を「1987年以前の帰国者」と「1988年以降の帰国者」（浅野・佟 2008: 224）に分類し、それぞれの帰国以降の生活を明瞭に分析した。一方、1986年－1991年は孤児の帰国ラッシュ（図1参照）となり、1994年以降の数期間は横ばいの状態が続いていた。そこで、仮に1988年で帰国時期の早いか遅いかを区分してしまえば、帰国ラッシュ期の孤児は分かれてしまい、帰国横ばい期以前と以後を同じ区分とすることになってしまうため、帰国時期の区分としては十分ではないといえよう。

### （2）帰国動機に焦点を当てた研究

#### ①帰国時期に触れない、孤児全体に対する研究

呉（2004）は、孤児の帰国理由を中国側のプッシュと日本側のプル要因にまとめた。具体的に言えば、中国社会での差別体験や中国经济の立ち遅れを主な中国側のプッシュ要因とし、孤児本人の帰国希望や日本経済の先進性を主要な日本側のプル要因とした（呉 2004: 44）。帰国動機を送り側社会のプッシュと受け入れ側社会のプル要因に指摘した点で何よりも先駆的な意義がある。一方、呉の研究は、ほとんどが文献やマスコミのケーススタディによる分析で、調査対象の分析と比べて二次資料に基づいた研究であることに制約がある。

他方で、孤児三世代のライフストーリーを検討した張（2011）は、6つの事例を通して孤児の帰国に「望郷の念」、「二世の差別経験」、「家族関係や日本政府の支援状況」などの動機があると分析した。張の研究は、孤児の帰国動機が多元的かつダイナミックなプロセスである（張 2011: 145）ことを明らかにした。しかし、調査対象者が6名のみであるため、孤児全体の帰国動機の縮図として見ることはできない。

#### ②帰国時期が異なる孤児に対する主な研究

蘭・高野（2009）は、帰国時期を仮の試みで初期（1980年以前）、本格期（1981年－1990年代前半）、後期（1990年代後半以降）に分けている。初期での帰国動機が「望郷や中国での不利な状況を改善するため」（蘭・高野 2009: 322）であることに対して、本格期の帰国は整った政策や受け入れ態勢に関係がある。後期に特徴づけられたのは、孤児の帰国意欲よりも子や孫世代の希

望が強いことである。「時代を区分することが大変難しい作業である」(蘭・高野 2009: 321) なかで、蘭・高野は、帰国時期を三段階に分けて非常にわかりやすく示している。一方、時期を区分する際に、政策のみではなく、全体の帰国実態をみる必要もある。とりわけ、1985年の身元引受人制度の影響が出るまでに少数の人しか帰国を実現できなかった(図1参照)。そこで、1981年をさかいに区分するのは十分とはいいがたい。そして、本格期の孤児の数が一番多く、帰国動機も多く存在するはずであるが、この研究には詳細な分析がみられなかった。

また、佟・浅野(2010)は、1988年以前に帰国した孤児では、「日本は祖国である」、「政治的迫害の回避」、「肉親が日本にいる」、「自分や家族の健康・医療」が主な帰国動機であることに対して、1989年以降に帰国した孤児では、「経済的貧困からの脱出」、「子どもの将来のため」、「日本政府の政策」などの帰国動機が急増していることを指摘した(佟・浅野 2010: 148)。同研究では、帰国動機が1980年代末をさかいとして転換していることが明らかになった。一方、調査対象者の帰国時期は、1976年から1996年までであり、それ以降に帰国した孤児に対する考察が行われていない。とりわけ、1995年以降中国での定年退職を待って帰国した孤児が多いと予測されるから(図1参照)、彼らを対象とする必要がある。

こうした政策や帰国実態(Ⅱ節)、先行研究(本節)をふまえて、本稿は、具体的に以下の3点を課題とする。①孤児の語りから帰国動機をまとめる。②帰国時期を区分し、時期ごとに帰国動機がいかに異なるかを検討する。③帰国動機の背景を明らかにする。

### 4. 孤児の語りからみる帰国動機

#### (1) 調査概要—調査対象の選定と調査方法

本稿で用いるデータは、関東地区在住の43名(男性23名、女性20名<sup>(7)</sup>)の孤児を対象とした半構造化インタビュー調査に基づくものである。調査は、孤児の帰国時期および帰国動機を中心に、2015年4月から2015年12月にかけて実施した。

まず、調査対象の選定は、「スノー・ボール」方式に基づく。調査での母集団となる孤児の全数は、厚生労働省などの公的機関によって把握されているものの、個人情報保護の理由で公的機関から標本調査の協力を得るのが不可能である。そこで、筆者は中国帰国者支援・交流センターのホームページに掲載されている関東地区の支援団体から調査協力を得た<sup>(8)</sup>。

調査実施にあたっては、孤児と信頼関係を築くことが重要であるため、調査実施期間に、筆者は、ボランティアとして週に1回、各日本語教室に通っている孤児に日本語の指導を担当したほか、彼らが共催する活動にも積極的に参加した。それらを通して、孤児との信頼関係を構築し、帰国時期や帰国動機などについて、彼ら一人ずつにインタビュー調査を実施した。

調査対象者の属性は、69歳-80歳であり、1940年-1946年に生まれた人が36名を占めており、出生年の幅は小さい。彼らの調査時点での平均年齢は72.81歳である。

表2 調査対象者の属性（調査時点：2015年12月）

帰国期	No.	性別	生年(年)	帰国年齢(歳)	身元	永住帰国直前			永住帰国			永住帰国後		
						職業	年(年)	同伴家族	動機	最高職	定年年(年齢：歳)	生活保護		
1986以前	1	女	1942	37	○	工場職人	1979	②	AB	工場倉庫作業	2003 (61)	無		
	2	女	1941	39	○	教員	1980	②	AB	飲食業自営業	2006 (65)	無		
	3	女	1944	36	○	工場職人	1980	②	AB	工場倉庫作業	2003 (59)	1回		
	4	女	1943	38	○	炊事員	1981	②	AE	清掃	2002 (59)	1回		
	5	男	1943	41	○	農民	1984	①	AC	職人	2003 (60)	無		
1986～1993	6	男	1943	43	○	車検員	1986	④	ABCF	工場労働	2003 (60)	1回		
	7	男	1941	45	○	公務員	1986	②	A	清掃	2001 (60)	1回		
	8	男	1945	41	×	工場職人	1986	②	AF	工場労働	?	1回		
	9	男	1943	43	×	工場職人	1986	②	AD	物品預かり	2004 (61)	1回		
	10	女	1945	41	○	会計	1986	②	A	清掃	2001 (56)	1回		
	11	男	1942	46	×	農民	1988	②	AE	清掃	2002 (60)	1回		
	12	男	1942	46	×	社員	1988	②	AD	工場労働	2008 (66)	無		
	13	男	1946	42	×	鉄道関係	1988	②	AE	工場労働	?	2回		
	14	男	1942	46	○	社員	1988	②	A	職業訓練校?	2002 (60)	2回		
	15	女	1940	48	?	保育員	1988	②	AE	清掃	?	1回		
	16	女	1942	47	○	記帳員	1989	②	AE	料理店パート	2000 (58)	1回		
	17	男	1941	48	×	工場管理者	1989	②	AD	職業訓練校?	2007 (66)	2回		
18	男	1938	52	×	教員	1990	②	D	工場労働	2000 (62)	1回			
19	女	1944	46	×	電気関係	1990	②	AD	工場労働	2004 (60)	無			
20	男	1944	46	○	工事現場	1990	③	E	工場労働	1999 (55)	1回*			
21	女	1945	45	×	農民	1990	②	AE	清掃	2005 (60)	1回			
22	女	1938	53	○	教員	1991	②	AB	工場労働	2001 (63)	1回			
23	女	1939	52	○	工場職人	1991	②	ACD	工場労働	1999 (60)	1回*			
24	男	1940	52	○	農民	1992	①	AB	?	2000 (60)	1回*			
25	女	1945	47	×	看護師	1992	②	D	清掃	2002 (57)	1回			
26	男	1942	51	×	公務員	1993	②	A	回収関係	2002 (60)	1回			
27	女	1945	49	○	農民	1994	②	DE	工場労働	2002 (57)	1回			
28	男	1944	50	○	教員	1994	②	A	職業訓練校?	?	1回			
29	女	1936	59	×	医師	1995	⑤	AC	無職	中国で定年	1回*			
30	男	1945	51	○	工場職人	1996	②	AC	工場職人	2002 (57)	1回*			
31	女	1943	53	?	社員	1996	②	AC	無職	中国で定年	1回*			
32	女	1942	55	○	工場職人	1997	②	D	無職	中国で定年	1回*			
33	女	1943	55	×	教員	1998	②	C	無職	中国で定年	1回*			
34	女	1943	55	×	看護師	1998	②	C	無職	中国で定年	1回*			
35	女	1935	63	○	農民	1998	②	D	無職	中国で農業終了	1回*			
36	男	1942	57	○	電気関係	1999	②	AC	無職	中国で定年	1回*			
37	男	1935	65	×	教員	2000	④	AC	無職	中国で定年	1回*			
38	男	1942	60	○	農民	2002	④	AC	無職	中国で農業終了	1回*			
39	男	1945	63	×	工場職人	2008	③	CE	無職	中国で定年	給付			
40	女	1946	62	?	医師	2008	④	AC	無職	中国で定年	給付			
41	男	1945	63	○	農民	2008	④	C	無職	中国で農業終了	給付			
42	男	1939	75	○	無職(工事)	2014	④	AC	無職	中国で職終了	給付			
43	男	1944	70	?	無職(農民)	2014	⑤	C	無職	中国で農業終了	給付			

\* (1) 身元判明：○；身元未判明：×。  
(2) 対象者を個人として特定にされないように職業を少し抽象化した。例えば、食品加工→工場労働。  
(3) 同伴家族：①配偶者、国費を満たせる子、養父母；②配偶者、国費を満たせる子；③国費を満たせる子；④配偶者；⑤いない（孤児本人のみ）。  
(4) 永住帰国動機：A 葉落帰根－祖国日本への望郷の念；B 日本の肉親に帰国を勧められた；C 日本の社会福祉がよいので、日本で暮らしたい；D 子孫のために；E 貧困からの脱出；F 差別と政治的迫害を回避するため。以上の動機は半構造化インタビュー調査に設定した複数選択項目（ABDEF）と自由回答（C）からなる。  
(5) 最高職：職歴の中に職業威信がもっとも高かった職である。  
(6) 生活保護：無－受給したことがない；1回－帰国してからの4年以内に受給したことがある；2回－帰国してからの4年以内と定年してから2008年までそれぞれ1回受給したことがある；1回\*－帰国してから2008年まで受給していた；給付－支援給付金のことを指す。2008年4月1日から帰国した孤児全員が支援給付金を受給し始めた。  
(7) 表の中の「？」は不明の意味である。  
(8) 4つの帰国時期に分けているが、その区切り方は本稿の第5節参照。

出典：ヒヤリングなどから筆者作成。

(2) 多様な帰国動機—6つの類型を中心に

孤児が語った帰国動機は多様であるが、以下の6つのタイプに分類できる。なお、調査は中国語で実施したため、語りの部分は、筆者が日本語に訳したものである。

①タイプA「葉落帰根<sup>(9)</sup>：祖国日本への望郷の念」(「望郷の念」)

第1に、「葉落帰根」、いわゆる祖国日本への望郷の念という強烈な帰国動機に後押しされて帰国した孤児が多くみられた(「望郷の念」型と「望郷の念」+「肉親の期待」型計10名)。彼らは身元判明(9名)で中国における社会的地位が高いものの(No.24以外)、根本に戻った葉っぱのように祖国で落ち着いた生活を過ごしたいがゆえに1994年以前に帰国した。帰国時の年齢は36歳-53歳である。

No.22の経歴：1941年(3歳)に渡満(旧満州)→1945年(7歳)に孤児→1958年(20歳)に小学校の教員となる→1961年(23歳)に結婚→1986年(48歳)に長男と一時帰国→1991年(53歳)に小学校の副校長に昇進、同年永住帰国。

No.22：1980年代に息子を連れて、一時帰国<sup>(10)</sup>した。息子はそのまま兄ら(実兄)に残され、日本の大学に進学した。私は中国に戻ってしばらく働いていた。最後に副校長までに選ばれた。しかし、この間に私は真の日本人の想いをいつも忘れたことはなく、望郷の念が募っていき帰国を決めた。3歳に渡満してから53歳に帰国するまでちょうど50年で、まさに「幼少に離れ、晩年に帰る。国訛は失われ、毛髪衰える」だ。

②タイプB「日本の肉親に帰国を勧められた」(「肉親の期待」)

第2のタイプは、「肉親の期待」である。これは、身元判明孤児のなかにみられた。とりわけ、1981年の厚生省による訪日調査の実施までに帰国を実現した孤児は、日中国交回復後肉親と連絡が取れた。さらに、中国の文化大革命が終わった後、日本に一時帰国した体験もあり、帰国を日本の肉親に勧められて、最後に帰国を決めたという経緯である。30代で帰国した人に集中する傾向がある。

No.2の経歴：1945年(4歳)に孤児→1959年(18歳)に高卒、小学校の教員となる→1965年(24歳)に結婚→1967年(26歳)に夫、長女と下放→1972年(31歳)に下放解除、小学校教員に復帰→1976年(35歳)に実兄から妹さがしの手紙→1977年(36歳)に一時帰国→1980年(39歳)に永住帰国。

No.2：1976年肉親(兄)から妹さがしの手紙を地元の市役所外事課で受け取った。翌年、実兄と連絡がとれて一時帰国した。その後中国に戻って勤務先の小学校で3年間引き続き働いていたが、肉親の帰国催促と望郷の念から帰国した。

### ③タイプC「日本の社会福祉がよいので、日本で暮らしたい」（「安定的な老後生活希望」）

第3のタイプは、「安定的な老後生活希望」である。1993年以前に帰国した孤児のなかでは、この動機は弱い（表2参照）。わずか3名のみであった。帰国時の年齢は40代-50代である。一方、1994年以降に帰国した人（17名）のうち、14名が帰国前に中国で定年を迎えたり農家などをやめたりした高齢者である。そのうち13名は「安定的な老後生活希望」という帰国動機を持っていることが明らかになった。帰国時の年齢は主に55歳-75歳である（ただし、50代前半も2名）。

No.23の経歴：1942年（3歳）に渡満（旧満州）→1945年（6歳）に孤児→1955年（16歳）に工場労働者となる→1960年（21歳）に結婚→1986年（47歳）に訪日調査参加、身元判明→1991年（52歳）に永住帰国。

No.23：帰国直前に、国营工場の改革によりリストラが始まった。私のような50歳以上の労働者はリストラの矢面に立ったので、不安定な社会環境のなかで後半生を過ごすより豊かな日本に帰国した方がいい。

No.37の経歴：1945年（10歳）に孤児→1960年（25歳）に専門学校卒、同校の教員となる→1961年（26歳）に結婚→1991年（56歳）に一時帰国→1996年（61歳）に定年→2000年（65歳）に永住帰国。

No.37：1990年代初頭に帰国の機会に恵まれたが諦めた。仕事を持っていたし、すぐに日本に戻れなかったから。90年代末に定年を迎えてはじめて帰国のことを考えた。日本は高度文明の水準に達し、このような環境の中で老後生活を過ごしたく帰国を決めた。子ども家族は皆中国で働いているので、私と家内だけで日本に来ている。

### ④タイプD「子孫のために」

第4のタイプは「子孫のために」という動機である。このなかには、2つのタイプがみられた。1つは、孤児夫婦が、子や孫の意志の有無に関係なく、中国国内の進学や就職の圧力を回避させるために、子や孫を日本に連れていったり、呼び寄せたりしたケースである。もう1つは、孤児夫婦が中国で医師や教員などの職を務めて、安定的な生活を営んでいたものの、「日本で活躍したい」という子世代の要望に押し切られて帰国したケースである。いずれも、帰国を踏み台として子や孫世代を先進国の日本に送り出すという家族戦略が読み取れる。帰国時の年齢は43歳から63歳までで、幅が大きい。

No.19：1945年（1歳）に孤児→1962年（18歳）に高卒、電力会社に入社→1966年（22歳）に結婚→1989年（45歳）に次男と一時帰国→1990年（46歳）に永住帰国。

No.19：帰国前、夫は会社の職員でわが家の生活は豊かであった。しかし、次男は大学入

試に落ちたため、出稼ぎ労働者になるつもりであった。まだ小さかったので、どうしても大学まで行かせたいと思って、次男を連れて帰国した。

No.18：1945年（7歳）に孤児→1960年（22歳）に師範学校卒、高校の教員となる→1963年（25歳）に結婚→1967年（29歳）に下放→1982年（44歳）に訪日調査参加、身元未判明→1986年（48歳）に高校の教務主任に昇進→1990年（52歳）に永住帰国。

No.18：帰国前に高校の教務主任を務めていた。日本は祖国であっても、中国での生活も裕福だったし、移動したくなかった。しかし、工場で働いていた長男が未来を日本で飾りたいと希望した。私が帰国しないと、長男が来日できないから帰国した。

#### ⑤タイプE「貧困からの脱出」

第5のタイプは、「貧困からの脱出」である。この帰国動機の背景には、日中両国の経済格差がある。孤児の帰国ピークを迎えた1980年代には、残留集中地である中国東北地方は、まだ改革開放政策の大きな恩恵を受けていなかったため、経済、とりわけ農村経済が先進国の日本より非常に遅れていた。こうした背景の下で、農作業や建築工事などの肉体労働に従事した孤児のなかに「貧困からの脱出」の動機がみられる。帰国時の年齢は主に40代に集中する。

No.20の経歴：1945年（1歳）に孤児→1957年（13歳）に小学校卒、農民となる→1972年（28歳）に結婚→1987年（43歳）に工事労働者となる→1989年（45歳）に妻が病気で死亡→1990年（46歳）に永住帰国、身元判明。

No.20：帰国前に、家内と私は農村における建築工事の労働者であった。給料も非常に安かったし、仕事もきつかった。日本に行けば料理店で食器を洗う仕事でも、中国より儲かるだろうと思って帰国を決めた。

#### ⑥タイプF「差別と政治的迫害を回避するために」（「迫害回避」）

最後の第6のタイプは、「迫害回避」という帰国動機である。彼らの中国での生活史をみれば、1949年に新中国が成立してから1976年に文化大革命が終わるまで、ほぼ毎年政治運動が起り、孤児は日本人であるがゆえに差別や迫害を受けたことが明らかである。今回の調査で「迫害回避」との動機で1994年までに帰国した孤児が2名いた。帰国時の年齢は41歳と43歳である。

No.8：1945年に生まれてまもなく孤児となる→1962年（17歳）に高卒→1963年（18歳）に工場労働者となる→1966年（21歳）に別の工場に転職→1967年（22歳）に差別を受けて辞職→1968年（23歳）に別の工場の労働者となる→1972年（27歳）に結婚→1982年（37歳）に訪日調査参加、身元未判明→1986年（41歳）に永住帰国。

No.8：文化大革命の時、私は日本人という特殊な身分のため差別された。高校を卒業した後、同級生と一緒に工場の職に応募に行ったが、結局日本人の私は拒まれてしまった。その後も差別のため次々と転職してきた。いつ祖国の日本に帰れるのかと常に思っていた。

No.6：1945年（2歳）に孤児→1964年（21歳）に師範学校卒、小学校の教員となる→1966年（23歳）に日本人であるため、職場の炊事員に降格、同年下放→1968年（25歳）にはだしの医者（農村で農業と医療衛生を兼業）となる→1977年（34歳）に下放解除、車修理員となる→1980年（37歳）に車検員となる→1982年（39歳）に訪日調査参加、身元判明→1986年（43歳）に養父母死亡、永住帰国。

No.6：私は日本人だからこそ、同級生から差別を受けながら生徒時代を過ごしていた。師範校を卒業した後、小学校の教員になったが、2年後に文革が発生し農場まで下放された。学校に戻ることができず車検員になった。中国では政治運動が次から次へと起きる。次の政治運動がいつ起きるか心配だったので、帰国を急いでいた。

一方、ひとりの孤児が持つ帰国動機は必ずしも一つだけではない。表2をみれば、ほとんどの孤児の帰国動機が複合的に絡み合っていることが明白である。まず、もっとも多くみられたのは「望郷の念」+「安定的な老後生活希望」型（「望郷の念」+「肉親の期待」+「安定的な老後生活希望」+「迫害回避」型や「望郷の念」+「安定的な老後生活希望」+「子孫のため」型も含む）である。10名のうち、7名が1994年以降に帰国した。次は、「望郷の念」+「肉親の期待」型（「望郷の念」+「肉親の期待」+「安定的な老後生活希望」+「迫害回避」型も含む）である。この型の動機を持っていた孤児6名は、皆1994年より前に帰国しており、とくにそのうちの4名は1986年までに帰国を実現している。「望郷の念」+「子孫のため」型（「望郷の念」+「安定的な老後生活希望」+「子孫のため」型も含む）の5名全員は1994年までに帰国した。次の節で詳細に分析するが、孤児の身元判明状況、肉親の受け入れ態度、政策、帰国時期、そして何よりも帰国前の生活背景という系列的なコンテクストを統括した上ではじめて帰国動機を分析することができる。

## 5. 帰国時期による帰国動機の多様性および背景

こうした動機を帰国時期との関連から説明するため、ここでは、帰国時期を政策と孤児全体の帰国実態を鑑みて、4つに区分する。そのうえで、時期ごとに帰国動機がいかにより異なるかを分析し、その背景を明らかにする。

### （1）帰国時期の区分—初期・集中期・平穩期・終焉期

次の表3は孤児の帰国時期を区分したものである。本節は政策と帰国実態（図1）を参照しな

## 帰国援護政策と中国残留孤児の永住帰国過程

がら、1972年から2015年調査時点まで広範囲にわたる帰国時期を「初期（1972年－1985年）」、「集中期（1986年－1993年）」、「平穏期（1994年－2000年）」、「終焉期（2001年以降）」に分けた。

初期とは、1985年の身元引受人制度の影響が出るまでに身元判明孤児のみが帰国を実現した時期である。帰国直前に、孤児は30代後半で就業状態というライフステージにある。集中期とは、身元引受人制度が導入されたことで1986年－1993年に孤児が集中的に帰国した時期である。彼らは、40代で帰国を実現した。その後、1994年－1998年の帰国人数は横ばいで推移しているため、この時期を平穏期と定義したい。なお、1999年－2000年は減少傾向がみられるが、それ以降の帰国人数と比較した際の人数規模を勘案して、平穏期に含めることとした。最後に、終焉期は、2001年に帰国孤児数がはじめて50名を切り、それ以降、非常に低い数値で推移していく時期である。同時点では帰国希望者の大半はすでに帰国を実現したといえよう。平穏期と終焉期に帰国した孤児のライフステージにかんしては、彼らは、帰国前に無職（職業キャリア終了）であり、50代（平穏期）や60代（終焉期）で帰国したのである。

表3 孤児の帰国時期区分表（1972年－2015年）

帰国時期（年）		孤児のライフステージ		調査対象／孤児全体（名）		
区分	名称	帰国年齢および動機	職（帰国時→後）	人数	小計	合計
1972-1985	帰国初期	30代 望郷&肉親の期待	辞職→再就職	5/299	26/ 1780 17/ 776	43/ 2556
1986-1993	帰国集中期	40代 ダイナミックス	辞職→再就職	21/1481		
1994-2000	帰国平穏期	50代 安定的老後生活	定年→無職	11/621		
2001-2015	帰国終焉期	60代 安定的老後生活	定年→無職	6/155		

\*（1）2015年12月31日現在、帰国の孤児の総数は2,556名である（厚生労働省、2015、「中国残留邦人等への支援」、厚生労働省ホームページ、（2015年12月31日取得、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/engo/seido02/kojitoukei.html>））。

（2）各時期に当てはまる人数は弁護団（2009）より筆者が算出したものである（弁護団 2009：374）。

（3）図1に示したように、1994年－1998年に帰国は横ばい状態で続いた。1999年と2000年において人数が減少したものの、2001年以降より多いため、あえて平穏期に入れることにする。

出典：弁護団（2009）とヒヤリングに基づき筆者作成。

### （2）時期別の帰国動機と背景

では、帰国動機を帰国時期ならびにライフステージとの関連からみていこう。

#### ①初期—「望郷の念」と「肉親の期待」（30代）

1981年の厚生省による第1回訪日調査の実施までに帰国を実現した孤児は、日中国交回復後肉親と連絡が取れた。そして、1985年の身元引受人制度の影響が出るまでに帰国した孤児は、身元判明者である。彼らの帰国選択は政策のみならず周囲の人（主に肉親）の期待に基づくものでも

あった。これは、前に述べた「望郷の念」+「肉親の期待」型の帰国動機にもつながっている。

### ②集中期—ダイナミックな帰国動機（40代）

1980年代初頭における日本政府の対応は決して積極的なものではなかった。政策は系統的に立案されていなかったため、表1で示した通り、1980年代後半から1994年にかけて政策の移り変わりが最も激しかった。この時期に帰国した孤児は、連続的な政策変遷の前に帰国の判断を迫られたため、それまでの中国での職業キャリアからも断絶され、日本社会で自分の思い通りに人生を組み立てることは非常に困難であった。彼らの帰国動機をみていくと、「子孫のために」という周囲の人の期待を受けるものもあれば、「貧困からの脱出」や「迫害回避」という自らの意図に基づくものも多い。調査データによれば、「子孫のために」という動機を持っている対象者8名のうち、5名はこの時期に帰国した。「貧困からの脱出」の動機から帰国した対象者は9名もいるが、そのうち7名が1994年までに帰国した。彼らは、帰国前に炊事や農業、鉄道関係労働、保育、記帳のような低い地位の職（中国において収入も職業威信も低い）に就いていた。「迫害回避」の動機で比較的早い時期に帰国した対象者も2名いる。

こうしてみると、1993年までに帰国した孤児の帰国動機は単なる望郷の念のみではなく、ほかの動機も絡み合っていることが伺える。この時期に帰国を実現した孤児はもっとも多く、1,780名（調査対象は26名 表3参照）にも上がる。一方、彼らは比較的若い年齢（30～40代）で帰国したため、帰国前後に辞職や再就職の現実的問題に直面しなければならなかった。変遷頻度が高い政策という外部からの突然の不可抗力は、それまでの既存の生活構造、とくに職業キャリアを崩壊させた。それに加え、彼らの帰国選択は単なる自らの希望だけではなく、肉親や子世代など周囲の人の期待に基づくものでもあるがゆえに、帰国後の社会適応能力がより高く求められたとすることができるだろう。

### ③平穩期と終焉期—「安定的な老後生活希望」（50代以降）

1994年の自立支援法の実施をきっかけに、孤児の帰国は平穩期（1994年～2000年）に入った。とりわけ、1994年から1998年の5年間、帰国者数は毎年100名程度で推移している。表2に示した1994年以降の帰国者（17名）のデータをみると、帰国前の職業は2つのタイプに分かれている。一方は、農業や工事現場のような単純肉体労働（6名）であり、もう一方は、職人や医師、教員といった比較的専門性の高い職（11名）である。いずれにしても、帰国直前の時点では、無職（職業キャリア終了）の状態にある。一方、帰国動機をみていくと、上記の2つのタイプのいずれにも、「安定的な老後生活希望」という動機が多くみられた。とりわけ、1995年以降に帰国<sup>(11)</sup>した対象者15名（14名の中国での職業キャリアは終了）のうち、13名はこの動機を持っていることが大きな特徴である。

1994年の自立支援法の実施により、孤児の帰国が容易になったことは事実である。しかし、政策より、日中両国の社会環境、とくに中国の社会環境が彼らの帰国選択に大きな影響を与えたと

いえよう。1992年の中国共産党第14回全国代表大会をきっかけに、改革開放政策が一層本格化された。その進行にともない、経済や社会保障などでの地域格差問題がますます深刻になった。多くの対象者に語られた社会保障（「安定的な老後生活希望」の動機）を例に簡単に説明すると、1990年代中期以来、中国の社会保障制度改革は、基本的には功利的な目的から、制度設計において公平よりも効率的に実施されてきた（大塚 2002: 172）ため、同制度はけっして健全とはいえない。大塚の研究では、都市と農村労働者の社会保障上の不公平性だけではなく、都市部においても職種によっては社会保障待遇に大きな不平等がある。このような深刻さは、対象者 No.38の語り（「農村で大きな病を患ったら、死を待つことに等しい」）から伺える。そこで彼らは、保障制度が健全ではない中国社会に暮らすより、制度が整った日本で老後の生活を送ることを選択する。それは生存戦略である。とりわけ、蘭（2006）が指摘するように、1994年の自立支援法実施以降に帰国した人は日本社会になかなか適応できないが、その一方で、彼らは早期帰国者が築いた帰国者コミュニティ<sup>(12)</sup>に依存することができるため、日本での生活の苦労は比較的少ない。このことから、中国で暮らすよりむしろ日本で老後生活を送る方がましだと考えた彼らの選択は正しかったのであろう。

初期や集中期に帰国した孤児と比較して、それ以降に帰国した人の「望郷の念」は現実には見られなくなり、「安定的な老後生活希望」というような生存戦略に形を変えている。かくして、彼らの帰国過程には、日本政府の政策のみならず、彼らがかつての居住国で置かれていた社会状況、すなわち、社会保障制度の不備や農村における厳しい生活現実も影響を及ぼしたのである。

## 6. 結 論

本稿では、まず、日本政府による政策の内容と孤児全体の帰国実態を取りまとめた。次に、孤児の帰国動機を6つの類型に分けて考察した。続いて、政策と帰国実態をふまえて、帰国時期を「初期（1972年－1985年）」、「集中期（1986年－1993年）」、「平穩期（1994年－2000年）」、「終焉期（2001年以降）」という4つの時期に区分した。そのうえで、時期別に帰国動機の相違を分析し、それぞれの背景を明らかにした。

政策と帰国実態では、孤児の帰国に影響を与えた5つの政策に言及した。「未帰還者に関する特別措置法」は、孤児の戸籍を抹消し、彼らの帰国を大幅に遅らせた。1981年の訪日調査の実施にともない、孤児に対する帰国受入援護事業の第1期が始まった。しかし、身元未判明者、あるいは身元判明者であっても、帰国を肉親に同意してもらえない孤児の帰国は不可能であった。1985年の身元引受人制度の導入により、身元未判明者の帰国が可能になった。同制度の導入をきっかけに、1986年から1991年までの5年間は帰国ラッシュとなった。その後、特別身元引受人制度の改善と1994年の自立支援法の実施にともない、帰国受入援護事業は第2期に入り、1998年までの5年間に帰国が横ばいの状態で続いていた。2000年以降は、帰国希望者の大半は帰国を実

現したため、全体の帰国も終焉期に入ったといえよう。

一方で、帰国動機は以下の6つの類型に分けられる。「望郷の念」、「肉親の期待」、「安定的な老後生活希望」、「子孫のために」、「貧困からの脱出」、「迫害回避」である。そして、帰国時期を初期、集中期、平穩期、終焉期に区分した。時期ごとに帰国動機をみると、初期帰国孤児には、「望郷の念」や「肉親の期待」の帰国動機が集まる傾向がある。集中期の帰国孤児には、ダイナミックな帰国動機が特徴付けられる。初期にも集中期にも、ひとりの孤児が持つ帰国動機が複数あり、かつ複合的に絡み合っていることが共通の特徴である。一方、1994年以降に帰国した孤児のなかには、中国で定年を迎えたり、農家をやめたりした者が多く、「安定的な老後生活希望」という帰国動機がもっとも多くみられた。

初期と集中期の孤児のライフステージをみると、彼らは、比較的若い年齢（30～40代）で帰国し、帰国前後に辞職や再就職の現実的問題に直面しなければならなかった。とりわけ、集中期の孤児は、連続的な政策変遷を前に帰国の判断を迫られたため、それまでの既存の生活構造、とくに職業キャリアを断絶せざるをえなかった。それに加え、彼らの帰国選択は単なる自らの希望のみではなく、肉親や子世代など周囲の人の期待に基づくものでもあるがゆえに、帰国後の社会適応能力がより高く求められた。一方、平穩期と終焉期に帰国した孤児の「望郷の念」は現実にはみられなくなり、「安定的な老後生活希望」という生存戦略に形を変えている。彼らの帰国過程には、政策のみならず、かつての居住国で置かれていた社会状況、すなわち、社会保障制度の不備や農村における厳しい生活現実も影響を及ぼしたのである。

このような孤児の分析枠組みをふまえて、帰国時期が異なる孤児は帰国後いかなる生活を送るのか、また、世代間の視点から、帰国時期は二世の生活実態にいかなる影響をもたらすのかを解明する必要がある。とりわけ、20歳以上、あるいは既婚の二世は原則として国費による来日が認められないため、自費来日を余儀なくされ、来日後も国の帰国者支援施策の対象外となっている（九州弁護士会連合会 2014: 38）。このように、来日形態（国費・私費来日）によって、来日後に受けられる社会的支援が異なり、二世の日本での社会適応に相違が生じている。来日形態が異なる二世の生活実態の多様性およびその背景を明らかにすることが今後の研究課題である。

#### 注

(1) 厚生労働省, 2016, 「中国残留邦人の状況」, 厚生労働省ホームページ, (2016年1月31日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/engo/seido02/kojitoukei.html>).

(2) 本稿で用いた「中国残留邦人」、「中国残留婦人」、「中国残留孤児」、「二世」などの呼称の定義を明記しておこう。昭和20年当時、中国の東北地方（旧満州地区）には、開拓団など多くの日本人が居住していたが、同年8月9日のソ連軍の対日参戦により、戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等により多くの人が犠牲となった。このような中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることとなった人々を「中国残留邦人」という（厚生労働省, 2015, 「中国残留邦人等への支援」, 厚生労働省ホームページ, (2015年12月28日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsu>).

## 帰国援護政策と中国残留孤児の永住帰国過程

sha/seido02/index.html). )。

そのうち、日本敗戦時に13歳以上の女子は「中国残留婦人」であり、13歳未満者は「中国残留孤児」である。なお、本稿では、中国残留孤児の子どもは「二世」に当たる。

- (3) 身元未判明孤児とは、広義では日本における身元が判明しない孤児一般をいうが、狭義ではそのうち訪日調査を経てもなお身元が判明しない者を指す（弁護士 2009: 345）。
- (4) 2015年12月31日現在、永住帰国の孤児の総数は2,556名である（厚生労働省, 2015, 「中国残留邦人等への支援」, 厚生労働省ホームページ, (2015年12月31日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/engo/seido02/kojitoukei.html>). )。
- なお、本稿に出たすべての人数（調査対象者以外）は、弁護士（2009）より筆者が計算したものである（弁護士 2009: 374）。
- (5) 身元引受人制度とはまったく異なる制度である。孤児は身元が判明していても日本の親族が帰国に同意しない場合は、帰国が不可能であり身元が判明しているとかえって帰国できないという意味で「逆転現象」と批判された。この批判を受けて1989年創設されたのが特別身元引受人制度である。国の斡旋する特別身元引受人が親族に代わって孤児とその家族の帰国手続きを行うというものである。しかし、同制度はほとんど機能していなかった（弁護士 2009: 346）。
- (6) 東京地裁（1,092名）、札幌地裁（85名）、仙台地裁（85名）、山形地裁（34名）、長野地裁（79名）、名古屋地裁（210名）、京都地裁（109名）、大阪地裁（144名）、神戸地裁（64名）、岡山地裁（27名）、広島地裁（61名）、徳島地裁（4名）、高知地裁（56名）、福岡地裁（137名）、鹿児島地裁（24名）（弁護士 2009: 47-8）。
- (7) 孤児全体（2,818名）の男女の内訳は、厚生労働省など公的機関が公表していないため、把握できない。所沢中国帰国者定着促進センター入退所者統計によれば、2016年2月末までに1,482名の孤児が同センターを入退所した。うち男性は608名で、女性は874名である（同声・同気中国帰国者定着促進センター, 2016, 「入退所者統計」, 同声・同気中国帰国者定着促進センターホームページ, (2016年2月22日取得, [http://www.kikokusha-center.or.jp/tokorozawa/tokocen\\_tohkei/toko\\_tohkei.htm](http://www.kikokusha-center.or.jp/tokorozawa/tokocen_tohkei/toko_tohkei.htm)). )。
- (8) 中国帰国者支援・交流センター, 2015, 「関連団体連絡先」, 中国帰国者支援・交流センターホームページ, (2016年1月1日取得, 東京都 <http://www.sien-center.or.jp/fund/volunteer/tokyo/index.html> 神奈川県 <http://www.sien-center.or.jp/fund/volunteer/kanagawa/index.html>). 協力をいただいた支援団体は4つあり、そこに所属した孤児の総数は58名である。そのうち、欠席や協力調査に応じない孤児を除き、43名の孤児にインタビュー調査を実施した。カバー率は高いとみていい。
- (9) 「葉落归根」とは、葉が落ちて根に戻る意味から、他郷をさすらう者に対して、落ち着く先が故郷であるという意味も表す。
- (10) 一時帰国とは、訪日調査あるいは、肉親に誘われて一時的に来日し、その後また中国に戻ることを一時帰国という。一時帰国に対照するのは、永住帰国である。
- (11) 2015年12月現在帰国孤児全体2,556名のうち、1995年以降（1995年含む）帰国した孤児は676名である。人数は弁護士（2009）より筆者が算出したものである（弁護士 2009: 374）。
- (12) 蘭（2006）によれば、1990年代以降には中国帰国者同士や親族集団を核にしながらか、ある種の自立的なコミュニティ（集住地）が形成された。

### 参考文献

- 蘭信三, 2006, 「地域社会のなかの中国帰国者」『アジア遊学 特集：中国残留孤児の叫び——終わらない戦後』No.85.
- 蘭信三・高野和良, 2009, 「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版.

- 浅野慎一・佟岩, 2008, 「中国残留孤児の移動・生活とナショナル・アイデンティティ」浅野慎一・岩崎信彦・西村雄郎編『京阪神都市圏の重層的なりたち——ユニバーサル・ナショナル・ローカル』昭和堂.
- 張嵐, 2011, 『「中国残留孤児」の社会学 日本と中国を生きる三世代のライフストーリー』青弓社.
- 中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会, 2009, 『政策形成訴訟 中国「残留孤児」の尊厳を求めた裁判と新支援策実現の軌跡』中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会.
- 藤沼敏子, 1998, 「年表:中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」『中国帰国者定着促進センター紀要』第6号.
- 呉万虹, 2004, 『中国残留日本人の研究——移住・漂流・定着の国際関係論——』日本図書センター.
- 庵谷磐, 2009, 「中国残留日本人支援施策の展開と問題点——ボランティアの視点から」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版.
- 九州弁護士会連合会シンポジウム, 2014, 『中国残留帰国者の現在と問題点——尊厳ある共生社会を目指して——勧告書』九州弁護士会連合会.
- 大久保真紀, 2009, 「中国帰国者と国家賠償請求集団訴訟」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版.
- 大塚正修・日本経済研究センター, 2002, 『中国社会保障改革の衝撃——自己責任の拡大と社会安定の行方』勁草書房.
- 佟岩・浅野慎一, 2010, 「祖国と越境:中国残留日本人孤児の永住帰国」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3(2): 135-154.